日刊



発 行

告

示

●東京都告示第千二十四号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

東京都

…………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

○鳥獣捕獲等事業の変更認定(二件)……………

……(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 =

○ 漁 |船損害等補償法による付保義務の同意を求める : ㅁㅁ

示 (労

働組合について、職員のうち労働組合法に規定す

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………

……………(主税局課税部課税指導課)…

○採石業務管理者試験の実施…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)…

1

○都市計画事業の事業計画の変更認可………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課

…………(環境局自然環境部計画課 $\stackrel{\smile}{:}$

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……………

ための届出………(産業労働局農林水産部水産課

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労

正

………(産業労働局商工部地域産業振興課)

൛ൎ

目 次

令和三年八月十日

東京都知事

小

池

百

合 子 より、

次のように告示する。

条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に 京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、 項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第二百十五号東

種類及び名称 都市計画事業の

施行者の名称 新宿区 号新宿西公園 東京都市計画公園事業第七・四

; 十

事業施行期間 平成三十一年二月二十八日から令和

三

七年三月三十一日まで

収用の部分

四

事業地

更する。 宿二丁目地内において事業地を変 五号の事業地のうち、 平成三十一年東京都告示第二百十 新宿区西新

使用の部分

変更なし

●東京都告示第千二十五号

Ŧī.

ればならない区域 土壤汚染対策法 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条 (以下「形質変更時要届出区域」とい 特定有害物質によって汚染されてお

Ŧī.

第一

○令和三年七月三十日付公告…………………… 八 う。 第六条第二項の規定により、)を指定するので、 同条第三項において準用する同法 次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都知事

小

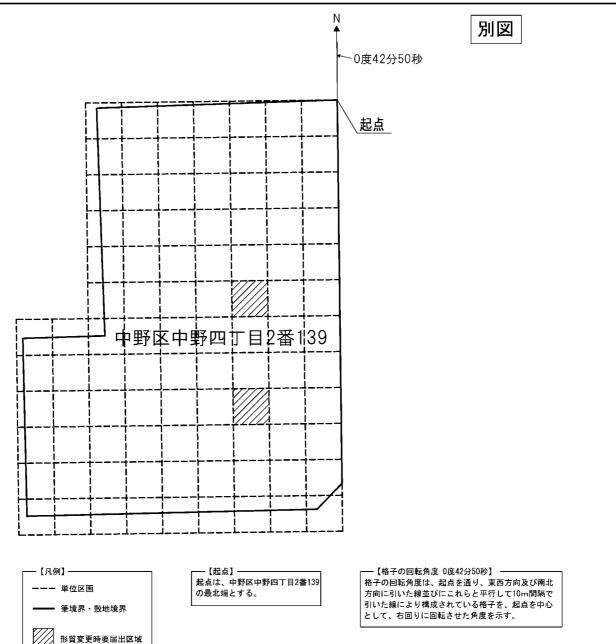
池

百合子

形質変更時要届出区域 別図のとおり (中野区中野四

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 丁目地内 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

同

害物質の種類 鉛及びその化合物 

●東京都告示第千二十七号

 \equiv

変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

港区元赤坂一丁目六番六号

変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

代表取締役社長

青山

業者 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第 八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので 《平成十四年法律第八十八号。 項の規定に基づき、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 。 以 下 「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。 当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事 以下 「法」という。 第十

いて次のとおり告示する。

令和三年八月十日

東京都知事

小

池

百

合 子

小

池

百 合

子

綜合警備保障株式会社

変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

令和三年八月十日 東京都知事

いて次のとおり告示する。 (以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。

法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第 八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので 一項の規定に基づき、 《平成十四年法律第八十八号。 当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事 以 下

●東京都告示第千二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 「法」という。 第十

う。 \equiv 規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の 者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する 法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害 四 の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい ●東京都告示第千二十八号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので 項第二号に掲げる基準に適合する。 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 株式会社野生動物保護管理事務所 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称 代表取締役 八王子市小宮町九百二十二番地七 一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第 濱﨑 伸一郎

規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月十日 小

東京都知事

池

百 合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

3

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	
有限会社すこやかケア下石神井	有限会社すこやかケア下石神井	練馬区下石神井2-5-3	令和2年9月30日	
有限会社トマト	ぶちとまと・けあ	港区三田2-7-9 サニークレスト三田705	令和3年3月31日	
特定非営利活動法人ガイドヘルブサービスあい	特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	立川市栄町3-28-3 コーポ司106	同上	
株式会社スインク	スインク訪問介護	府中市片町2-7-2	同上	
株式会社いずみ介護センター	いずみ介護センター大山	板橋区大山金井町51-3	令和3年4月30日	
合同会社呼及舎	自律支援呼及會大泉	練馬区大泉町6-10-2	同上	

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	
有限会社すこやかケア下石神井	有限会社すこやかケア下石神井	練馬区下石神井2-5-3	令和2年9月30日	
株式会社スインク	スインク訪問介護	府中市片町2-7-2	令和3年3月31日	
特定非営利活動法人相原やまゆり会	ヘルパーステーション相原やまゆり	町田市相原町3174	同上	
株式会社いずみ介護センター	いずみ介護センター大山	板橋区大山金井町51-3	令和3年4月30日	
合同会社呼及舍	白律女援呼及舎大泉	練馬区大泉町6-10-2	同上	

サービスの種類 同行援護

//UII				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	
有限会社トマト	ぶちとまと・けあ	港区三田2-7-9 サニークレスト三田705	令和3年3月31日	
特定非営利活動法人ガイドヘルプサービスあい	特定非営利活動法人ガイドヘルブサービスあい	立川市栄町3-28-3 コーポ司106	同上	
株式会社みのり	みのりケアセンター南砂	江東区南砂2-3-1-123	令和3年4月30日	

サービスの種類 行動接護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社みのり	株式会社みのり	清瀬市松山2-5-20 A-101	令和3年3月31日
株式会社さくらそう	株式会社さくらそう	中野区野方5-18-7 平尾ビル1階	令和3年4月1日

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人まちのひ	ショートステイ オリーブ	町田市本町田3047-43	令和3年3月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人いたるセンター	あけぼの作業所	杉並区上井草4-3-11	令和3年3月31日
株式会社カリエール	夢実現カンパニー江戸川	江戸川区南篠崎町1-25-22 花みずき5 203	令和3年4月30日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人風の子会	風の子会高浜生活実習所	港区海岸3-3-18 芝浦日新ビル5階	令和3年4月30日

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
- 般社団法人あーる	グループホームあーる	日野市万廐寺4-8-1 ビラージュ万巖寺302、305	令和3年3月31日

東京都労働委員会告示第三号

亦 労

告

大澤 実 字元地 村母島 中登原村 隆幸

入 母 島 加

小笠原

合 漁業協同組 小笠原母島

同

同島 小地 母島 空 組漁業 原 字 元 村

業協同組合小笠原島漁 二十四日 から同月 日 日 漁業協同 小笠原島 父島字奥小笠原村 組合

関 伴夫 小笠原村父島

区島小笠加笠

縦覧期 間 縦覧場所

の名 称 区

及び氏名発起人の住所

合の名称 開出をする 中出をする

小 池 百 合

法第百十三

子

令和三年八月十日 東京都知事

とおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

届出があったので、

令第五条第三項の規定により、

次の

●東京都告示第千二十九号

以下「令」という。)第五条第一項の規定により、 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号 漁船損

害等補償法

(昭和二十七年法律第二十八号。

以下「法」と

いう。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため

法律第二百八十九号) 地方公営企業等の労働関係に関する法律 第五条第二項の規定により、 (昭和)

同法第 一十七年

5 令和3年8月10日(火曜日) 東 京 都 公 報 (第17393号) 三 号) のとおり告示する。 三条第四号の職員が結成し、 本局 職員のうち労働組合法 地方公営企業の名称 第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、 労働組合法第二条第一 労働組合の名称 令和三年八月十日 勤 務 箇 所 東 号に規定する者の範囲 東京都水道局 当)、課長代理 当)、課長代理(秘書事務担総務部総務課課長代理(秘書担 び課長代理(予算調査担当) 総務部主計課課長代理(財 理 (文書担当) 課長代理(総務担当)、課長代 次長、技監及び理事 部長及び担当部長 (昭和) 京 又は加入する労働組合につい 員部人事課課長代理 務部企画調整課課長代理 規定する者 労働組合法第二条第一 東京水道労働組合 全水道東京水道労働組合 都 課長代理 課長代理 課長代理 課長代理 隊長、担当課長及び専門 一十四年法律第百七十四 労 働 及び課長代理 (調整担当)、 (予算担当) 委 (予算担当)及 (財務調査担 (財務調査担 (社資法人担) (社資法人担 員 (管理担 号に 会 **企** 次 兀 営業所 多摩水道改革推進本部 净水管理事務所 取水管理事務所 研修・開発センター 建設事務所 貯水池管理事務所 水質センター 給水事務所 給水管理事務所 水源管理事務所 水運用センター 認定年月日 公 令和三年七月六日 (服務指導担当)及び課長(服務指導総括担当)、課長代理で務指導総括担当)、課長代理で 所長 所長 所長 所長、 当)及び課長代理(労務調査担職員部労務課課長代理(労務担 長代理(給与担当)、課長代理 (人事調査担当)、課 所長及び課長 所長及び課長 本部長、部長、担当部長、 ス監理担当) 及び課長代理(コンプライアン 当) 、課長代理 (人事担当) 所長及び課長 所長及び課長 所長及び課長 所長及び課長 担当課長及び専門課長 代理(業務指導担当 職員部監察指導課課長代理 告 支所長及び課長 (コンプライアンス推進担当) 課長及び専門課長)、課長代理(服 開発株式 名称 氏名又は \equiv 業者の指定を次のとおり取り消した。 四 おり実施する。 の十三第一項の規定により、 採石法 び第三会議室 地方税法 受験資格 特になし 東京都青梅合同庁舎三階 試験会場 試験日時 令和三年八月十日 令和三年八月十日 試験方法及び試験科目 令和三年十月八日 ついて (昭和一 越智 氏名 名 者 の (昭和二十五年法律第二百二十六号) 良幸 (金曜日)

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、 条の九第三項及び東京都都税条例 (昭和二十五年東京都

第百四十

東京都知事 小 池 百 合

子

事業所の所在地主たる事務所又は 取消年月

日

月

千代田区飯田橋二 丁目二番 三十一日 三十一日

採石業務管理者試験の実施について

一十五年法律第二百九十一号) 採石業務管理者試験を次のと 第三十二条

東京都知事 小 池 百 合

子

午前十時から正午まで

青梅市河辺町六丁目四番地の

第一会議室、 第二会議室及

(--)

(二) 試験科目 筆記試験により行う。 試験方法

令事項を含む。 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法

岩石の採取に関する技術的な事項

イ 発破、 破砕選別、 汚濁水の処理、 脱水ケーキ (岩石の採掘) (脱水

び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技 処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、 廃土及

術的な事項

Ŧi. 受験手続

受験案内書の配布

配布期間

(水曜日)まで。 令和三年九月一 ただし、東京都の休日に関する条 日 (水曜日)から同月二十九日 六

(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支

 (\Box) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

(水曜日)まで。ただし、 令和三年九月十七日 (金曜日) から同月二十九日 東京都の休日に関する条 その届出及び添付書類を縦覧に供する

例に定める休日を除く

受付時間

後 午前九時から午後五時まで。 時までの時間を除く ただし、正午から午

 (Ξ) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西

新宿二丁目八番一号)及び各支庁

<u>(四</u>) 提出書類

ア 受験願書 (東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無 写真(縦八センチメートル、横六センチメートル

ウ

背景のもの

ア及びイの用紙は、 受験案内書の配布場所で配布す

る

(Fi.) 受験手数料

八千百円

問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三 (五三二〇) 四七八八

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下

にあっては団体名及びその代表者の氏名) あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を とする者は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう 二住所 (団体に 十四四 士

局商工部地域産業振興課 添えて、 に到着するよう提出してください。 令和三年八月十日から四月以内に東京都産業労働 (新宿区西新宿) 一丁目八番一号)

令和三年八月十日

東京都知事 小 池 百 合子

店ホームセンターコーナン府中四に

店舗名

店舗所在地 ほか府中市四谷五丁目二十三番地十二

設置者住所 設置者名 千代田区丸の内一丁目五番一号 三菱HCキャピタル株式会社

変更前の設置者名 三菱UFJリース株式会社

変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

六 Ŧī. 四 \equiv

七 代表者名 変更前の設置者の 白石 正

八 変更後の設置者の 代表者名 柳井 隆博

業者の氏名又は名変更を行った小売 合同会社西友ほか二名

九

+ の住所の小売業者 店) 番一号 千葉県千葉市若葉区都賀四丁目三

(株式会社かねたや家具

+ 変更後の小売業 者の住所 七番地(株式会社かねたや家具千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目

者の代表者名変更前の小売業

店) 世 デスクリー・ドゥ・マレドスー リオネル・アルベール・ジェイ・

変更後の小売業 者の代表者名 (合同会社西友) 恒夫 (合同会社西友) ほか ほ

令和三年四月 一日ほか

変更日

										東	京	都	1	` i	報							(第	1739	3号)
十三	+ =	<u>+</u> 	+		九		八	T 1	七	六	415	五	四	Ξ		_			十八		十 七		十六	十 五
縦覧期間	縦覧場所	届出日	変更日	の代表	変更後の小売業者	の代表	変更前の小売費	称	業者の氏名又は名変更を行った小売	代表者名変更後の設置者の	代表者名	変更前の設置者の	設置者住	設置者名	店舗所在	店舗名			縦覧時間		縦覧期間		縦覧場所	届出
期間	場所	日		者名	で小売	者名	の小売]	氏名叉	名の設置	名	の設置	住所	名	在地				時間		期間		場所	日
					業者		業者	ĺ	んは名売	者の		畳者の												
令和三 一号)	東京	令和	令和		大久保	デス	リオネル		合同	大久保	デスクリ	リオネル	北区	合同	葛飾	西友		時気ま	テ午前	例第	に十令 関日和	一号)	振東京	令和
令和三年八月十一号)	都 産業	令和三年七月十五	令和三年三月一			クリー	•		会社西		IJ	ネル・	北区赤羽二丁目	合同会社西友	葛飾区新小岩一	西友新小岩店		時までを除く。	で、九時三	十号)	に関する条例(平成十日まで。ただし、令和三年八月十日か		課金業	令和三年七月十三日
月日日	労働目	月十五	 月 日		恒夫	ドゥ	ア		西友	恒夫	ドゥ	・アルベ	丁目	友	岩一丁	店		く た 。 し	きかい	に定め	例に記れている。例のでは、月十日		宿区西公労働日	月十二
十日から同年十二月十日から同年十二月	東京都産業労働局商工部地域産業	甘	Ц			•	しル				マ	ルル	番一号		目			正 午	かまごの こぎし、EFPST&T午前九時三十分から午後四時三十	例第十号)に定める休日を除	に関する条例(平成元年東京都条十日まで。ただし、東京都の休日令和三年八月十日から同年十二月		振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	日
阿 年 十 目	部地域					レドス	・ジェイ				レドス	ジェ	亏		四十四番二号			カら午	後四時	日を除	年 東都 京 年 十		一丁目域	
二 八 番	産業					1	イ・				1	イ・			<u>二</u>			移	後三 十	く _。	都休日月		八産番業	
	十三		-	 	+	十亦	σ	九亦	八の亦	折当	七	Ø)	六亦			四	三		二 -	一	1	十四		
	縦覧期間		\$ 71 1	縦覧揚沂	届出	変更日	の代表者名	変更後の小売業者	の代表者名変更前の小	称るように含まった。	き音) 長石 (は石変更を行った小売	の氏名又は名称	変更後	の氏名又は名称	変更前	設置者	設置者名	:	店舗所在	店舗名		縦覧時間		
	期間		j	婸 听	日		者名	の小売	者名の小売業者	F A J	けると	义は名	の小売業者	乂は名	の小売	住所	名		在地			時間		
								業者	業者	li A	は小名売	称	業者	称	業者									
例第十号)に定める?に関する条例(平成!	令和一	号)	振興課	東京	令和一	令和一		大久保	デスクリ		合同公		合同公		合同人	渋谷	開発株式会社ジェイマ	七号	杉直	西友	時までを	午前力	例(第一	に関する名
号) まで。	三年八		硃 (新	東京都産業労動司	令和三年七月十五日	令和三年三月一日ほ		保恒夫	リルー・		同会社西友		合同会社西友ほか	-	合同会社西友	代々	会社ジ		西荻	西友西荻窪店		時三	号	りる条
に 定め でし	月十日		(新宿区西	労動品	月十五	月一日		夫	・ドルウベ		友		友ほか	-	友	本二十	エイア		南三十	店	を除く。	ご分かい	に定え	*列(平 ただし
る 成 東京 休日 また	から同		新宿	畜 工 公	日	ほか			・ーマル				名			渋谷区代々木二丁目二番二号	1		直二士		日	ら午後	るけん	平成元宝し、東京
例第十号)に定める休日を除く。に関する条例(平成元年東京都条十日まで。ただし、東京都の休日	年十一		宿二丁目八番	高工邬地或産業					レドスー							里 号	ル東日本都市		杉並区西荻南三丁目二十五番二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		立 午 カ ら 午 後 一	かにだ。(だし)とは、これでは、一年後十午前九時三十分から午後四時三十	例第十号)に定める休日を除く。	平成元年東京都条し、東京都の休日
く 都 休 。条 日			番 :						•													き 二 - 十	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	木 口
	十四四			=	<u>+</u> Ξ		十二	+	十麥	九の変	Ø	八麥	称:	七業変		六 変	刃変					1		十 四
	縦覧時間			外門	従岂期間		縦覧場所	届出	変更日	の代表者名変更後の小	の代表者名	変更前の	7/J* ;	不者のな	氏名	変更後の	氏名 前	設置者住所	設置者名	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	店舗名			縦覧時間
	時間			۶ آ	目		場所	日		の代表者名変更後の小売業者	名	の小売業者		業者の氏名又は名変更を行った小売	の氏名又は名称	てい おい という の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生 名	1 担	1			時間
										業者		業者	:	は介名売	、	下 業 者	称業	E 4						
時分まで	午前力	例第十	に関す	十 4 日 ま	令 1 1 1	一号)	東京契	令和三	令和一	パマシュ	ヤパン	スティ	į	名 キャッ	· 名 ·	台ギャッ	名 キ	・ 世代 日本	東日本	· 世日	ナマ玉川 ロード		時まで	分年前か
時までを除く。	九時三-	号)、	ソる条が	ょごなった	手八	(印産業	令和三年七月十六日	令和二年十月二十五日	パン株式会社) ほマシュー コリン	ャパン株式会社)ほか	ーーブ		フラシャ	°	プジ	ラフシ		上日补区法————東神開発株式会社		一エコー		時までを除く。	た。 たばれ時三十
くだ。し、	十分か	に定め	例で	にりだし	月 十 日	行 区 世	労働局	月十六	月二十	仕) ほ	会社)	ノ・セ		ノ	Ň	プジャパン株式会社ほ	ナン	7 月 7 三 7	工会社	, 川 三 三 丁	ートショッ		\ 7	に分い、
正午か	ら午後	る休日	成元生	、東京	か う 司	亲	商工部	日	五日ほ	か(ギャ	ほか	ア(ギ		株式	÷	株式会	村式会	ま 自		Ė	ピング		<u></u>	E午か
ト ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	午前九時三十分から午後四時三十	コを除っ	に関する条例(平成元年東京都条	小野のよ	手十二		長具果 (丘青で百斤音)二 一大寺東京都産業労働局商工部地域産業		か	・ップジ		ツ		ン株式会社ほか一		五社ほど	名キャップシャノン株式会社ほカニ	世田谷区玉川三丁目十七番一号	1	世田谷区玉川二丁目二十七番王号	t-H-A-NE		<u>,</u>	分まで。ただし、EFからF後一午前九時三十分から午後四時三十
人	一十	<u> </u>	都 1 条	が <u>-</u> 日 丿	可 月	ノ 番	文 学 業			シャ		プジ		カ		か二	カ = 	; 写	ī	<u> </u>	L 9 F I		-	ヌ 二 一 十